

様式第3号

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第35号

一般競争入札方式（事後審査型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成27年8月25日

沖縄県土木建築部南部土木事務所
所長 嶺井 秋夫



1 業務概要

(1) 業務名 街路事業現場技術業務委託(H27その6)

(2) 履行場所 南部土木事務所管内

(3) 業務の目的

本業務は、南部土木事務所管内における現場技術業務（積算に関する業務及び資料の作成等）である。

(4) 業務内容

ア 現場技術業務（積算に関する業務及び資料の作成等）一式

イ 対象路線 2路線（龍潭線、豊見城中央線）

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

(6) 詳細は入札説明書による。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等要件を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 沖縄県の平成27・28年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録者名簿の業種区分：土木関係コンサル（県内）において『道路』、『施工計画施工設備及び積算』のいずれかとして登録された者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者について、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

エ 入札開始日から落札者決定日までの間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

オ 入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に主たる営業所があること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種業務の実績

次に示される同種業務について、平成17年4月1日から公告日までに完了した業務（ただし、現在契約中の業務であっても同種業務と認められる場合は実績とする。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：道路工事に関する現場技術業務もしくは発注者支援業務うち、積算等に関する資料作成を行ったもの。

（国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の

実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- c 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- d RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成17年4月1日から公告日までに完了した業務（ただし、現在契約中の業務であっても同種業務と認められる場合は実績とする。）において、2（2）ア（イ）の実績を1件以上有すること。

(イ) 担当技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている1000万円以上の他の業務をいう。

オ 雇用関係

配置予定管理技術者、配置予定担当技術者いずれも本業務の履行中に直接的な雇用関係があること。

（3）詳細は入札説明書による。

3 入札手続等

（1）入札説明書、設計図書の配布期間、配布方法等

ア 配布期間 平成27年8月25日（火）から

イ 配布方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000>

ウ 問い合わせ先 公告文4（7）アのとおり

（2）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参（紙入札方式移行申請書提出者に限る。）により提出すること。
なお、郵送又は電送（メールやファクシミリ等）による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成27年9月8日（火）9時00分

入札書提出締切日時：平成27年9月9日（水）11時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成27年9月9日（水）13時05分

持参考所：沖縄県南部合同庁舎

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 7階入札室

電話番号 098-866-1145

※紙入札を希望する場合には、電子入札システムによる入札締切日前日までに紙入札方式移行申請による手続きを行うこと。また、入札の際には紙入札方式移行申請書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成27年9月9日（水）13時15分 電子入札システムにより開札

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

競争入札参加資格確認申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

ア 落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。

発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、当初申請書の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。

イ 提出期間、提出場所及び方法

(ア) 通知日 平成27年9月9日（水）17:00までに通知予定。

(イ) 提出期限 平成27年9月11日（金）17:00まで

(ウ) 提出方法等 持参により提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(エ) 提出部数 1部

(オ) 提出先 公告文4(7)ウ

ウ 競争入札参加資格確認申請書の作成方法等

入札説明書による。

(4) 詳細は入札説明書による。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

イ 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(2) 入札の無効

本公告および入札説明書に示した参加資格を満たさない者の入札、競争入札参加資格確認申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限後において、原則として競争入札参加資格確認申請書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 競争入札参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 最低制限価格の設定について

本業務は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については、失格をする。

最低制限価格は、次に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計金額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるものとする。

(1) 現場技術業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直設経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(6) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(7) 問い合わせ先一覧

ア 入札及び契約関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 庶務班（8階）

電話番号 098-866-1145

ファクシミリ 098-866-6906

イ 応募調書資料関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 街路公園班（8階）

電話番号 098-867-2986

ウ 書類提出先：〒904-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 街路公園班（8階）

電話番号 098-867-2986

(8) 詳細は入札説明書による。